

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら及び市民局人権・男女共同参画課の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年2月3日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和元年10月30日から令和2年1月27日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和2年1月28日

3 監査の対象

(1) 対象施設

相模原市立男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)

(2) 指定管理者

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら(以下「男女共同参画さがみはら」という。)

(3) 市所管課

市民局人権・男女共同参画課

(4) 対象年度

平成30年度及び令和元年度。ただし、必要に応じて平成29年度以前分を対象とした。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 指定管理者 指定管理業務に係る出納 その他の事務	施設の設置目的を達成できないリスク 指定管理業務	ア 施設は関係法令(条例を含む。)の定めるところにより適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適

	<p>に係る出納が適正に行われないリスク</p> <p>協定書に規定された業務が適切に行われないリスク</p>	<p>切に行われているか。</p> <p>(ア) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。</p> <p>(イ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。</p> <p>(ウ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。</p> <p>(エ) 経費節減は図られているか。</p> <p>ウ 利用促進のための努力はなされているか。</p> <p>エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</p> <p>オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p> <p>キ 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。</p>
<p>(2) 市所管課 指定管理者 に対する財務 に関する事務</p>	<p>指定手続が適正に行われないリスク</p> <p>指定管理者に対する指導が適切に行われないリスク</p> <p>指定管理料等の支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</p> <p>イ 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。</p> <p>ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</p> <p>オ 事業報告書の点検は適切になされているか。</p> <p>カ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>キ 指定管理業務の点検・指導やモニタリングの在り方について、検討を行っているか。</p>

5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、男女共同参画さがみはら及び人権・男女共同参画課に次の方法を用いて調査を実施した。なお、調査に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 指定管理者 各種規程類、預金通帳、相模原市立男女共同参画推進センター専用利用承認等申請書、使用料収入原符、現金出納帳、日計集計簿、予算差引簿、会計調書(収入調書及び支出調書をいう。以下同じ。)等

イ 市所管課 相模原市立男女共同参画推進センターの管理に関する協定書(以下「協定書」という。)、支出負担行為書、支出命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金等の管理状況及び市所有備品の管理状況について現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

(1)から(3)までの調査の結果を踏まえ、センター館長及び人権・男女共同参画課長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 センターの概況等

(1) 所在地

相模原市緑区橋本6丁目2番1号

(2) 開館年月日

平成12年4月17日

(3) 主な施設

セミナールーム1～6、情報コーナー、であいの広場

(4) 指定の期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 令和元年度指定管理料(令和 2 年 1 月 1 日現在)

指定管理料 17,707,453 円

支出済額 13,707,453 円

(6) 組織(令和元年 10 月 1 日現在。指定管理者作成資料から作成)

職員 19 人 <内訳> 館長 1 人、次長 1 人、事務員 3 人

事務補助員(非常勤) 8 人(うち 3 人は、管理代
行員と兼務)

管理代行員(非常勤) 9 人

(7) 指定管理者が行う業務の範囲

相模原市立男女共同参画推進センター条例(平成 11 年相模原市条例第
27 号。以下「条例」という。)第 25 条において、次のとおり定められて
いる。

ア センターの休館日を定めること、休館日を開館日とすること、及び利用
できる時間の変更に関する業務

イ センターの施設の利用の承認、利用の制限、利用の承認の取消し等に関
する業務

ウ センターの図書等の貸出しの承認に関する業務

エ 団体の登録及び登録団体の登録の取消しに関する業務

オ 特別な設備等の使用等の承認に関する業務

カ 入館の制限等に関する業務

キ 販売行為等の許可に関する業務

ク 条例第 18 条第 2 項の規定による原状回復に係る事務の執行及びこれに
要した費用の徴収に関する業務

ケ 男女共同参画を推進するための事業の実施に関する業務のうち、市長が
別に定めるもの

コ センターの施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるも
の

サ アからコまでに掲げるもののほか、センターの管理上必要と認められる
業務で、市長が別に定めるもの

(8) 講座等の企画及び運営

センターでは、男女共同参画の推進を図るため、第 2 次さがみはら男女共

同参画プラン 2 1 (平成 2 4 年 3 月策定)に掲げる施策の方向に基づく事業として、女性の就労支援、男性の家庭地域参画等、多様なテーマの講座を企画・運営するほか、市民や団体が企画する講座への支援を行うなど、平成 3 0 年度は延べ 1 2 8 回の講座等を開催している。

(9) 施設の貸館率

相模原市立男女共同参画推進センター管理業務仕様書で示された成果指標である施設の貸館率(施設の利用可能回数に対する利用回数の割合をいう。)は表 1 のとおりであり、平成 3 0 年度は目標値を 2 . 1 ポイント下回っている。これは主として、一部の市の委託事業をセンター以外で実施したことによるものである。

表 1 施設の貸館率 (単位：%)

項 目	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
目標値	7 7 . 0	7 8 . 0
実績値	7 7 . 0	7 5 . 9

(1 0) 利用者満足度

平成 3 0 年度に開催した講座のうち 1 0 6 講座、延べ 1 2 4 回の受講者を対象とした満足度を 3 段階で評価するアンケート調査の結果、回答数 1 , 1 8 6 のうち講座に対する全体評価を「大変満足」又は「満足」と回答した割合は 9 5 . 6 パーセントとなっており、高い評価を得ている。

(1 1) 管理経費の収支状況

平成 3 0 年度及び平成 2 9 年度のセンターの管理経費の収支の状況の概要は、表 2 のとおりである。

平成 3 0 年度の収入合計額は 2 , 5 9 3 万円であり、平成 2 9 年度と比較して 6 万円減少している。これは、講座の参加費収入が 2 1 万円増加したものの、施設利用実績に伴う収入が 2 7 万円減少したことによるものである。

平成 3 0 年度の支出合計額は 2 , 4 9 6 万円であり、平成 2 9 年度と比較して 1 7 万円増加している。これは主として、消耗品費等の減少により事業費が 6 万円減少したものの、平成 3 0 年度最低賃金の引上げに伴い人件費が 2 4 万円増加したことによるものである。

平成 3 0 年度の収支差額は 9 6 万円であり、平成 2 9 年度より 2 4 万円減

少している。

表2 収支決算の状況

(単位：円)

項目	平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	増減額
指定管理料	15,742,000	15,742,000	0
施設利用実績に伴う収入	8,759,535	9,033,817	274,282
参加費収入	633,750	423,000	210,750
受取利息収入	37	35	2
前年度繰越金	800,000	800,000	0
収入合計(a)	25,935,322	25,998,852	63,530
事業費			
男女共同参画普及啓発に関する事業	1,479,891	1,388,371	91,520
講師謝礼等(サーラ企画講座)	248,500	229,522	18,978
講師謝礼等(外部講師講座)	202,750	322,786	120,036
スタッフ謝礼等(外部・サーラ企画講座)	135,504	-	135,504
保育士謝礼等	150,150	196,350	46,200
小中学校啓発事業(外部講師講座)	598	8,972	8,374
いきいきフォーラム講師謝礼	110,000	100,000	10,000
外注費	303,900	246,100	57,800
負担金	310,000	270,000	40,000
使用料及び賃借料	7,700	-	7,700
雑費	10,789	14,641	3,852
男女共同参画に関する情報収集・提供	392,830	407,700	14,870
であいの広場パネル展示等	74,933	22,000	52,933
図書、雑誌、DVD代	297,189	299,501	2,312
スタッフ謝礼等	20,708	22,848	2,140
消耗品費	-	63,351	63,351
男女共同参画に関する各種活動支援	834,905	594,843	240,062
市民企画セミナー等講師謝礼	151,780	183,500	31,720
保育士謝礼	36,850	6,050	30,800
であいのサロンスタッフ謝礼等	198,094	200,438	2,344
外注費	150,350	50,400	99,950
通信運搬費	191,808	143,220	48,588
消耗品費	30,864	5,824	25,040

使用料及び賃借料	70,000	-	70,000
雑費	5,159	5,411	252
男女共同参画に関する調査研究	16,382	39,779	23,397
女性就労のための調査研究	16,090	39,688	23,598
調査研究の実施用消耗品	292	-	292
雑費	-	91	91
施設管理運営費	1,913,297	2,270,413	357,116
研修費	26,068	68,984	42,916
ソレイユさがみサポート委員会委員謝礼	16,000	13,836	2,164
運営委員会委員謝礼	141,000	153,000	12,000
旅費交通費	134,382	151,190	16,808
消耗品費	206,216	360,986	154,770
印刷製本費	0	35,476	35,476
通信運搬費	50,822	49,966	856
支払手数料	28,888	30,534	1,646
使用料及び賃借料	246,797	283,965	37,168
修繕費	25,712	32,530	6,818
什器備品費	55,512	114,246	58,734
備品等処分費	0	0	0
雑費	0	-	-
福利厚生費	51,000	42,500	8,500
租税公課費	930,900	933,200	2,300
事業費計 (b)	4,637,305	4,701,106	63,801
人件費			
常勤職員給料	10,886,768	10,889,914	3,146
常勤職員社会保険料	1,540,082	1,511,528	28,554
非常勤職員賃金	7,903,527	7,687,336	216,191
人件費計 (c)	20,330,377	20,088,778	241,599
支出合計 (b + c)	24,967,682	24,789,884	177,798
収支差額 (a - (b + c))	967,640	1,208,968	241,328

第2 監査の結果

1 男女共同参画さがみはら

(1) 指摘事項

ア 指定管理業務に係る出納事務について、相模原市立男女共同参画推進センター会計処理規程(以下「会計規程」という。)及び相模原市立男女共同参画推進センター会計処理規程細則(以下「細則」という。)に基づき、収支決算書並びに令和元年7月分の収入及び支払の内容を会計調書、予算差引簿、預金通帳等と照合し調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 会計規程第7条及び細則別表では、センターの会計処理に必要な勘定科目が定められているが、活動計算書、収支決算書、会計調書及び予算差引簿において異なる勘定科目が用いられていた。

(イ) 会計規程第8条第1項では、センターの会計帳簿は主要簿及び補助簿とし、複式簿記の原則に従って仕訳記帳することが定められているが、主要簿のうち総勘定元帳が作成されておらず、複式簿記の原則に従って仕訳記帳されていることが確認できなかった。また、補助簿のうち現金出納帳(徴収した使用料及び窓口の手提げ金庫内の釣銭分に係るものを除く。)、預金出納帳、収入徴収簿、会費明細帳及び収支予算整理簿を作成していることが確認できなかった。

(ウ) 会計規程第12条では、毎月末に補助簿の残高等と総勘定元帳の金額とを照合し会計責任者(館長)に報告する旨が定められているが、毎月末に照合し、及び報告していることが確認できなかった。

(エ) 会計規程第21条第2項では、支出予算を執行するときは、あらかじめ支出予算執行伺を作成することが定められているが、令和元年7月分の支出において、同項ただし書及び細則第3条に定める支出調書をもって支出予算執行伺の決裁に代えることができる経費以外の経費について支出予算執行伺の作成を省略している事例が見られた。

今回の監査では、予算の執行管理は会計調書及び予算差引簿により正確に行われており、収支決算書が適正であることは確認したものの、会計規程及び細則(以下「会計規程等」という。)の規定とは異なる会計処理が行われていたことは、不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後は、事務の効率性等を勘案し、準拠すべき会計規程等の内容を再検証して必要な見直しを行うなど、適正かつ確実な会計事務の執行に努められたい。

イ センターにおける現金の管理状況を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 徴収した使用料及び窓口の手提げ金庫内の釣銭分に係るものを除き、支払用現金(ボランティアスタッフ謝礼及び旅費並びに消耗品費)、所得税預り金、参加費収入及び両替用現金について現金出納帳を作成していることが確認できなかった。

(イ) 会計規程第25条第1項ただし書による小口払等で銀行振込により難しい場合として、令和元年7月分の支出調書20件のうち10件について現金で支払を行っていたが、当該支払用現金の管理方法等取扱いに関する規程等が定められていなかった。

(ウ) 会計規程第27条及び細則第4条では、日々の現金支払に充てるための必要最小限の手持現金の額は3万円を限度とすることが定められているが、令和元年11月8日の調査時には総額で82,887円の現金がセンター内に保管されていた。

(エ) 会計規程第28条では、現金について毎日残高を関係帳簿と照合すること及び預貯金について毎月末日の残高を関係帳簿と照合することが定められているが、金庫(手提げ金庫を除く。以下同じ。)への出入金及び残高を記録した金庫内保管金リストと現金とを毎日照合していることが確認できず、預貯金についても毎月照合していることが確認できなかった。

協定書第18条には、使用料等の安全な管理を図るため、市における「現金出納員事務の手引」を参考に現金の管理に関する規程等を整備する旨が定められている。また、平成30年度に実施した指定管理者制度導入施設の監査においては、現金管理に関する規程等や現金受払簿の未整備をはじめ、不適正な会計処理が多数見られたことから、当該指定管理者及び市の所管課に対する指摘事項としたところであるが、万が一管理する現金を亡失等した場合には、その責任が問われるだけでなく、指定管理者制度に対する市民の信頼を大きく損なうことにもなりかねない。

今後は、現金取扱事務の重要性を再認識し、現金払をはじめとする実際の事務処理と会計規程等との整合性を再検証して必要な見直しを行うとともに、現金管理に関する規程等を整備するなど、現金の適正な管理及

び執行に努められたい。

(2) 注意事項

ア 令和元年度のセンターの指定管理料の収入に関する事務を調査したところ、協定書において市が令和元年10月に支払うものと定めている指定管理料4,162,453円について、市に対して同年11月1日付けで請求書を提出し、収入日は同月20日であった。

今後は、協定書を遵守し、指定管理料の請求に係る事務を適切な時期に執行するよう注意する。

イ 令和元年7月分の会計調書を確認したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 会計規程第10条第1項では、取引の発生の都度、証拠書類に基づき会計調書を作成する旨が定められているが、講座の実施に伴うボランティアスタッフの謝礼及び旅費交通費に係る支出調書の決裁日が当該謝礼等の請求日より前の日付になっていた。

(イ) 金庫に保管された現金について、金庫内保管金リストへの記載が確認できなかった事例が散見された。

今後、謝礼等の支払に当たっては、事業実施の確認を確実に行うなど適切な支払根拠に基づき事務を執行するとともに、市の「現金出納員事務の手引」等を参考にマニュアルを作成するなど、適切な現金管理を行うよう注意する。

ウ 平成30年度及び令和元年度7月までの指定管理業務に係る予算の執行を確認したところ、男女共同参画普及啓発に関する事業費から施設管理運営費に予算を流用していたが、協定書第6条第2項に定める収支予算書の変更に係る市との協議が行われたことが確認できなかった。

今後は、協定書に基づく協議の対象となる収支予算書の変更等の範囲を相互に確認し、当該協議を行った場合にはその内容を明確にすることにより、適切に事務を執行するよう注意する。

(3) 男女共同参画さがみはらが行ったその他の指定管理業務に係る出納等の事務については、おおむね良好と認められた。

2 人権・男女共同参画課

(1) 指摘事項

センターの指定管理業務に係る出納その他の事務を調査したところ、会計規程で定める総勘定元帳、現金出納帳等が作成されておらず、複式簿記の原則に従って仕訳記帳されていることが確認できないなど、会計規程等の規定とは異なる会計処理をしている事例が見られた。

また、センターの現金等保管状況の調査時に会計規程等に定める限度を超える額の支払用現金等が保管されていたが、その取扱いに関する規程等が定められておらず、徴収した使用料以外の現金については毎日残高を関係帳簿と照合していることが確認できなかった。

さらに、会計規程に定める収支計算書等の計算書類の名称が、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に準拠していない事例が見られた。

市は、施設の設置者としてその設置目的を効果的に達成するため、現金管理をはじめとする協定書等に基づく管理業務が適正に行われているか点検・調査し、必要な指示を行うべき立場にある。

所管課においては、法令、協定書及びセンターの各種規程等の内容と実際の会計処理プロセスとにかい離が生じていないか、規程等に準拠した現金管理が行われているかについて定期的な点検・確認のルール化を図り、指定管理者による会計処理等の業務が適正かつ円滑に執行されるよう、きめ細かな指導等に努められたい。

(2) 注意事項

ア 令和元年度の指定管理料の支出に関する事務を調査したところ、協定書において令和元年10月に支払うものと定めている指定管理料について、指定管理者から同年11月1日付けで請求書が提出され、同月20日に支払われていた。

今後は、指定管理者による円滑な管理事務の執行に向け、収支予算の執行状況の確認を適時適切に行うよう注意する。

イ 平成30年度及び令和元年度7月までの指定管理業務に係る予算の執行を確認したところ、協定書第6条第2項に定める収支予算書の変更に係る指定管理者との協議が行われたことが確認できなかった。

今後は、協定書に基づく協議の対象となる収支予算書の変更等の範囲を相互に確認し、当該協議を行った場合にはその内容を明確にすることに

より、適切に事務を執行するよう注意する。

- (3) 人権・男女共同参画課が行ったその他の指定管理者に対する財務に関する事務については、おおむね良好と認められた。

第3 意見

今回の監査では、指定管理者による予算の執行管理は正確に行われており市へ提出された収支決算書が適正であることを確認したものの、会計規程等の規定とは異なる会計処理をしているなど適正性を欠く事例が見られたことから、所管課においては、日常的な管理業務の実施状況や規程、マニュアル等の整備状況を点検・確認し、その結果に基づき必要な指示を適時かつ適切に行うとともに、複式簿記の原則に従った会計処理への移行を検討するなど、指定管理業務の適正性の確保に努められたい。

また、指定管理者は、男女共同参画の意識啓発を目的とした小中学校に出向いての講座をはじめ、女性の起業・就労支援や男性の家庭地域参画の促進など幅広い事業を企画・運営して男女共同参画の推進に真摯に取り組んでおり、指定管理者選考委員会によるモニタリングにおいても高い評価を得ていることから、引き続き、協定書等に基づく事業を適切に実施して利用者に対するサービスの安定的な提供に努めるとともに、所管課は指定管理者との連携を密にし、センターの設置目的を効果的に達成するため、多様化するニーズに対応した事業展開と施設の適正な管理運営の支援に努められたい。